

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成21年11月26日(2009.11.26)

【公開番号】特開2008-181279(P2008-181279A)

【公開日】平成20年8月7日(2008.8.7)

【年通号数】公開・登録公報2008-031

【出願番号】特願2007-13497(P2007-13497)

【国際特許分類】

G 06 F 3/048 (2006.01)

G 06 F 11/34 (2006.01)

G 06 Q 40/00 (2006.01)

G 06 F 3/02 (2006.01)

【F I】

G 06 F 3/048 6 5 4 A

G 06 F 11/34 S

G 06 F 17/60 2 3 4 C

G 06 F 3/02 3 6 0 B

【手続補正書】

【提出日】平成21年10月13日(2009.10.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プロセッサ、メモリ及びインターフェースを備え、操作者によって操作される複数の第1計算機と、プロセッサ、メモリ及びインターフェースを備え、ネットワークを介して前記複数の第1計算機に接続される第2計算機と、を備える計算機システムであって、

前記第1計算機は、

一つ以上のソフトウェアを実行し、

前記実行されるソフトウェアに対する前記操作者による操作情報を取得し、

前記操作者から情報の入力を受け付け、

前記受け付けた入力情報が正しいか否かを前記操作者に確認させるための確認画面を表示し、

前記取得された操作情報を基づいて、前記表示された確認画面に対する操作時間を算出し、

前記算出された確認画面に対する操作時間を、前記第2計算機に送信し、

前記第2計算機は、

前記確認画面に対する操作時間を受信し、

前記受信した確認画面に対する操作時間が第1閾値以下である操作の回数を算出することを特徴とする計算機システム。

【請求項2】

前記確認画面は、入力情報が正しいと確認した操作者によって操作される確認ボタンを含み、

前記確認画面に対する操作時間は、当該確認画面が表示されてから、当該確認画面に含まれる確認ボタンが操作されるまでの時間であることを特徴とする請求項1に記載の計算機システム。

【請求項 3】

前記第1閾値は、前記確認画面ごとに設定されることを特徴とする請求項1に記載の計算機システム。

【請求項 4】

前記第2計算機は、前記操作者ごと、前記確認画面ごと又は時間帯ごとに、前記受信した確認画面に対する操作時間が前記第1閾値以下である操作の回数を算出することを特徴とする請求項1に記載の計算機システム。

【請求項 5】

前記第2計算機は、前記算出された操作の回数を出力することを特徴とする請求項1に記載の計算機システム。

【請求項 6】

前記第2計算機は、前記算出された操作の回数が第2閾値以上であると、警告を出力することを特徴とする請求項1に記載の計算機システム。

【請求項 7】

前記第2計算機は、前記算出された操作の回数が第2閾値以上であると、警告の出力を前記第1計算機に指示することを特徴とする請求項1に記載の計算機システム。

【請求項 8】

前記第1計算機は、

前記算出された確認画面に対する操作時間が前記第1閾値以下である場合、警告画面を表示し、

前記取得された操作情報に基づいて、前記表示された警告画面に対する操作時間を算出し、

前記算出された警告画面に対する操作時間を、前記第2計算機に送信し、

前記第2計算機は、

前記受信した前記警告画面に対する操作時間を受信し、

前記受信した警告画面に対する操作時間が第3閾値以下である操作の回数を算出することを特徴とする請求項1に記載の計算機システム。

【請求項 9】

前記警告画面は、警告された情報を確認した操作者によって操作される警告確認ボタンを含み、

前記警告画面に対する操作時間は、当該警告画面が表示されてから、当該警告画面に含まれる警告確認ボタンが操作されるまでの時間であることを特徴とする請求項8に記載の計算機システム。

【請求項 10】

操作者によって操作される複数の第1計算機と、ネットワークを介して前記複数の第1計算機に接続される第2計算機と、を備える計算機システムにおける操作ミスによるリスクの算出方法であって、

前記第1計算機は、

一つ以上のソフトウェアを実行し、

前記実行されるソフトウェアに対する前記操作者による操作情報を取得し、

前記操作者から情報の入力を受け付け、

前記受け付けた入力情報を正しいか否かを前記操作者に確認させるための確認画面を表示し、

前記取得された操作情報に基づいて、前記表示された確認画面に対する操作時間を算出し、

前記算出された確認画面に対する操作時間を、前記第2計算機に送信し、

前記第2計算機は、

前記確認画面に対する操作時間を受信し、

前記受信した確認画面に対する操作時間が第1閾値以下である操作の回数を算出することを特徴とする操作ミスによるリスクの算出方法。

【手続補正2】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0046**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0046】**

リスク基準管理テーブル150（図3）は、誤操作によるリスクを分析するための閾値を管理する。なお、リスク基準管理テーブル150は、業務PC10に備わるストレージ装置15に記憶されるものと同一である。

【手続補正3】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0162**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0162】**

その後、計測期間管理テーブル140の終了日時1402を経過すると、集計サーバ100は、操作時間の計測終了を、業務PC10に指示する（S94）。すると、業務PC10は、操作時間の計測を終了する。

【手続補正4】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0164**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0164】**

そして、集計サーバ100は、リスク分析の結果を、管理端末200に送信する（S96）。リスク分析の結果は、危険レベルに分類された操作の回数、注意レベルに分類された操作の回数及び標準レベルに分類された操作の回数を含む。

【手続補正5】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0204**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0204】**

また、集計サーバ100は、危険レベルに分類されたすべての操作の操作時間の平均を算出してもよい。同様に、集計サーバ100は、危険レベル又は注意レベルに分類されたすべての操作の操作時間の平均を算出してもよい。また、集計サーバ100は、標準時間と最短の操作時間との差を算出してもよい。